

在宅医療スタートアップ支援事業業務委託に係る企画提案実施要領

(目的)

第1条 この要領は、在宅医療スタートアップ支援事業を委託する業者を選定するに当たり、優秀な企画提案を広く募集して最も優秀なものを選定する公募型企画提案方式について、企画提案の参加方法及び業務委託候補者の選定方法等の必要な事項を定める。

(審査委員会)

第2条 公募型企画提案方式による企画提案の審査を厳正かつ公正に行うため、審査委員会を置く。

2 審査委員会に関する規定は、別に定める「在宅医療スタートアップ支援事業審査委員会設置要領」による。

3 審査委員会は、在宅医療に関する知識又は経験を有する者により構成する。

(委託に付す業務内容)

第3条 委託に付す業務は、在宅医療を実施する医療機関の増加を図るために、診療所や病院の医師等に対し、在宅医療を実施するための動機付けや必要な知識、在宅療養支援診療所の経営等に関する座学形式の研修や訪問診療の実際の現場を体験するための同行訪問診療研修を行うとともに、さらには研修を受講した医師を対象に、個別の診療所や病院ごとにマーケティング調査を実施し、在宅医療の開始・拡充や在宅療養支援診療所の経営等のコンサルティング等を行うアドバイザー派遣業務等とする。

(企画提案の参加方法)

第4条 企画提案に参加する者は、本要領及び別に定める「在宅医療スタートアップ支援事業業務委託企画提案募集要項」に基づき参加手続きをとるものとする。なお、同募集要項は、千葉県健康福祉部健康福祉政策課において配布するほか、千葉県ホームページからもダウンロードすることができる。

(審査対象事項)

第5条 選定に係る審査対象事項は、以下のとおりとし、詳細については別に定める。

(1) 事業の企画内容が目的を達成できるものとなっており、事業計画に具体性と実現可能性があるか。

(2) 提案した事業を確実に遂行できる組織体制や活動実績等があるか。

(3) 事業の実施に意欲や熱意があるか。

(事務局)

第6条 在宅医療スタートアップ支援事業業務委託に係る企画提案の事務局は、健康福祉部健康福祉政策課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、企画提案に係る必要な事項は、千葉県が別に定める。

附則

この要領は、平成29年6月16日から施行する。

この要領は、平成30年2月1日から施行する。